



2026年 5月28日
第210号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第22号

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 新たな組織と働き方について」に関する基本申し入れ

4期日目(2026/5/13)団体交渉を行う！②

(継続議論としていた項目の議論)

16. 簡易苦情処理申告および苦情処理申告について、所属する事業本部による取り扱いの差や、会議内容に不利益が無いようにすること。

(回答) 労使間の取扱いに関する協約に則り対応することとなる。

(3月の確認事項) 協約に基づき不利益がないように取り扱っていく。当該社員の状況把握をしっかり行っていく。

組 合	会 社
所属の事業本部によらず、 <u>簡易苦情処理あるいは苦情処理申告の提出で不利益がないようにすること。</u> 具体的な提出先の考え方について示すこと。	事務局を横浜事業本部に設置する。申告票の請求と手交は、これまでと変わらず現場における直近の上長が対応する。申告票の提出に関しては、事務局に提出する形となるが、💡 従来と変わらない と考える。
所属の事業本部によらず、苦情処理または簡易苦情処理の議論の際に、しっかりと当人について会社として把握された状況で行うこと。	苦情処理または簡易苦情処理については、💡 会社側委員に当該組合員の所属事業本部の委員が対応する形をとる。
「業務内容変更」に対し、苦情処理が申し立てできないことは、不利益変更 である。	本部～本社で議論されているところである。 会社としての人事権、業務指揮権の範疇であり、議論の対象ではない。
本部～本社間で、苦情処理に関する整理ができた場合は、苦情処理の審議対象とすること。	本部～本社間で締結される協約によることとなる。
「業務内容変更」で苦情があり、苦情処理の申し立てが取り扱えない場合、 <u>団体交渉等、労使間協議の他の手段を使わざるを得ない。</u>	協約に基づき取り扱う。 団体交渉に対しては真摯に対応する。

簡易苦情処理や苦情処理の申告に関して、**手交や提出に関しては従来と変わらないこと**を💡確認しました。また審議に関しても、当該組合員の所属事業本部の会社側委員が行うことを確認しました。しかし、**「不利益変更」となる「業務内容変更」に関する取扱いの認識一致できず対立**となりました。

(その他項目の進展確認の議論)

9. 地域総合職への移行に伴い、入社済の社員を県単位による運用に移行することについて丁寧に説明し、社員の理解を得たうえで、エリア単位でなく本人が希望する都・県を把握し実現すること。

(回答) 既に入社済みの社員も段階的に県単位での運用へ移行していく。なお、社員の成長意欲に応え、他都県の事業本部や本社等へ異動になることもあると考えている。また、必要により社員の希望は把握していく。

組 合	会 社
個別に県単位運用の通知が行われてきているが、口頭とされている理由は何か。	希望調査の結果を返すもので、口頭で認識は伝わると考えている。
今後、家庭状況の変化等により、 県単位運用のエリアの変更を希望 することはできるのか。	状況の変化で 県単位運用の変更を希望する場合は、書き換えはできる。 コミュニケーションを図ってほしい。
他のエリア希望の方が、 <u>通知が希望通りでも異動時期は未定</u> となっている。いつ実現されるのか。	会社として本人希望をもとに動き始めるという段階であり、 要員需給等を勘案しつつ一概には決められない。

「新たな施策」実施に向けた団体交渉を終え、今後議事録締結に向けて取り組みます。施策に関して不明な点・不安な点があれば、支部・地本まで連絡をお願いいたします。